# 新規・定期報告について

佐賀県薬務課 令和6年1月5日作成 令和6年11月27日改訂



医薬品医療機器等法第8条の2の規定に 基づき、薬局開設者は、医療を受ける者が 薬局の選択を適切に行うために必要な情報 を県知事に報告することとなっています。

令和5年11月1日付けで報告方法等について改正があり、やむを得ない場合を除き 「G-MIS」を用いた報告をしていただくことしています。

この資料では、「G-MIS」を用いた報 告について、簡潔にまとめています。 報告の参考にご活用ください。



- 1. 報告完了までの流れ
- 2. 困ったときは







https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iyakuhin/kinoujouhou/index\_00003.html

✓ 入力の際は、「G-MIS操作マニュアル」・「Q&A」を参考にしてください。

STEP1 G-MIS新規ユーザ登録申請	厚労省HP抜粋	※申請後は、   す。	佐賀県薬務課で承認を行いま
〈 <u>G-MIS新規ユーザ登録申請ページ</u> 〉から申請をお願いいたします。 手続きに当たっては、マニュアルを必ずご確認いただき、ご不明点がある場合は、以 て、各都道府県にご連絡ください。	(下の「お問い合わせ先」に従っ	×メールアト ため、人事	ドレスの変更が容易に行えない 事異動や退職で使用できなくな
OFF   G-MIS新規アカウント発行の手続説明資料(令和5年12月20日版)「2.3MB」 @     OFF   G-MIS操作マニュアル_新規ユーザ登録申請(令和6年11月27日版)「3.7MB」 @     OFF   Q&A (令和5年11月13日版) 「537KB」 @	Ç	│ る可能性の │ <mark>奨です。</mark>	)ある個人メールの登録は非推

#### ※原則、今年度開局した薬局のみ対象

#### ①報告準備 ▷ 厚労省によるアカウント発行

**√**,⊻□

✓ 佐賀県による承認の約1~2週間後(※時期によっては前後あり)、G-MIS事務局から以下の メールが届きます

✓ 必要に応じてご対応ください

	1		
	No1-1:事前確認メール		
牛名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかかる事前のご連絡		
本文	○○病院 ご担当者様 お世話になっております。厚生労働省G-MIS事務局です。 平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 本メールは「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」の報告業務をG-MISで行うに当 新規ユーザ登録申請時に、以下のいずれかの方法により登録されたメールアドレスの存在確認のた 送りしています。 ・貴機関自身でG-MIS新規ユーザ登録申請を実施	当たって、 こめにお	<u>メールの</u> • 受信ロ • 「機関
	・管轄の都道府県において貴機関のG-MIS新規ユーザ登録申請を実施 本メール到着後1週間以内に、 本宛先に件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定の 頼」のメールが配信されますので、メール中の案内に従いパスワードの設定をお願いします。 ※以下に該当する場合はお手数ではございますが、下記の厚生労働省ホームページに記載の各者 県「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」窓ロへご連絡ください。 ・「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」の報告業務について、管轄の都道府県 知されていない ・既にG-MISのユーザ名(ログインID)・パスワードを所有している ・心当たりのない報告機関名及び住所が記載されている ・その他ご不明点がある	Dご依 節道府 乳から周	の <u>必要な作</u> • 「機関 <u>作業7</u>
	G-MISのユーザ名 (ログインID) 発行に先立ち、以下の申請情報 (報告機関名及び住所) に ないかご確認ください。 報告機関名:○○病院 住所:○○県○○市○○町 x x x x x x 	 - 誤りが 	

D目的

- 可能なメールドレスか確認するため
- 関名」「住所」に誤りがないか確認するた
- <u>F業</u> [12] 「住所」を確認し、誤りがなければ 下要

#### 誤りがあれば、佐賀県薬務課にご連絡ください

6

#### ※原則、今年度開局した薬局のみ対象

## ①報告準備 ▷ 薬局によるパスワード設定

✓ 前頁のメール受信後、G-MIS事務局から以下のメールが届きます
✓ <u>パスワード設定</u>と<u>ログイン確認</u>をお願いします。

		2通目
	No1-2 : G-MIS利用案内メール	
牛名	【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISログインIDのお知らせ及びパスワード設定のご依頼	
文才	○○病院 ご担当者様	
	本メールは、先日、件名「【厚生労働省G-MIS事務局】G-MISアカウント発行にかた 絡」のメールにてご連絡いたしましたG-MISの新規ユーザ登録の完了をお知らせする 「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」のオンライン報告を行う為のコ ンID)は以下になります。	いる事前のご連 5のです。 ニーザ名(ログイ
	ユーザ名(ログインID): XXXXXX	
	※以下に該当する場合はお手数ではございますが、下記の厚生労働省ホームページ 道府県「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」窓口にお問い合わせ、 ・「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度」の報告業務について、管轄 ら周知されていない ・本メール冒頭に記載された「組織名」が異なる ・G-MISの新規ユーザ登録を行っていない ・既にG-MISのユーザ名(ログインID)・パスワードを所有している ・その他ご不明点がある	に記載の各都 ださい。 書の都道府県か
	システムをご利用になるには、以下のURLにアクセスし、パスワードを設定してください。 (URLが途中で改行されている場合、アクセスできないことがあります。URLを全てコ ブラウザに直接貼り付け、再度アクセスをお試しください。) https://www.med-login.mhlw.go.jp/login?c=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	ピーして、Web <u>xxxxxxxxxxx</u>
	2四日以降のアクセスほこちらから https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/	

<u>メールの目的</u>

- アカウント発行を完了した旨の連絡
- ログインID、パスワード設定を行うためのURLのお知らせ

### <u>必要な作業</u>

- パスワードを設定する
- G-MISにログインできることを確認する

#### 本メールは大切に保管してください

※原則、今年度開局した薬局のみ対象。完了している場合は p 10へ





#### ※原則、今年度開局した薬局のみ対象。完了している場合は p 10へ



### 今年度開局した薬局等、<u>新規報告が未完了の薬局</u>は「新規報告」が必要です。







## ③定期報告 DID/Tン方法





②「薬局機能情報提供制度」をクリック
※「定期報告」がクリックできるようになっている
③「定期報告」を押下して報告を入力
④面右上の「報告」を必ず押下して報告完了する

※「定期報告」がクリッ クできない場合は、新規 報告が完了していない可 能性があります⇒ p.9へ





✓報告データ入力の際は、以下の資料を参考にしてください。
※佐賀県ホームページに掲載

https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003100469/index.html

<u>(操作マニュアル)</u> ▶ G-MIS\_操作マニュアル\_報告機関用\_**定期報告** ▶ G-MIS\_操作マニュアル\_報告機関用\_**新規報告** 



#### <u>(項目の説明)</u>

▶厚労省通知

「薬局機能情報提供制度の考え方及び報告にあたっての留意点について」 ▶報告事項説明書(位置づけ:厚労省通知の補足)

#### ※必要に応じて要対応



✓ 佐賀県薬務課で、報告内容の確認をします。
✓ 報告内容に疑義が生じた場合等、必要に応じて電話等でお尋ねしますので、
その際はご対応をお願いします。

[よくある疑義] ● <u>店舗販売業併設の有無</u> ⇒「許可番号s第(数字6桁)号」の「医薬品販売業許可証」がある店舗を併設して いる薬局のみ「有」 ● <u>地域連携薬局の認定の有無</u> ⇒県の認定を受け、「認定番号z第(数字5桁)号」の「地域連携薬局認定証」があ る薬局のみ「有」

# 2. 困ったときは

# 2.困ったときは

## ✓ 佐賀県HPに、必要な情報をまとめていますのでご確認ください。 https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003100469/index.html



✓ 解決しない場合は、佐賀県薬務課にお問い合わせください。
佐賀県薬務課薬事・血液担当
電 話 0952-25-7082
メール yakumu@pref.saga.lg.jp